

沼津市漁港活用推進計画策定業務委託 公募仕様書

本仕様書は、沼津市（以下「市」という。）が「沼津市漁港活用推進計画策定業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

沼津市漁港活用推進計画策定業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月20日まで

3 業務目的

令和5年の漁港漁場整備法の改正により、漁港区域の利用に関する規制が緩和され、宿泊業・飲食業・マリンレジャー業等の「漁港施設等活用事業」の展開により地域の所得を維持・向上し、にぎわいを創出する「海業」振興の制度が創設された。

この海業を、内浦・西浦の漁港区域で展開し、本市水産業の維持発展や賑わい創出を図る事業を実施するため、その前提となる漁港区域内での事業内容や区域等を定める「漁港活用推進計画」を策定するものである。

4 委託限度額

5,967,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容

業務方針の検討及び業務計画書の作成

本業務の目的を踏まえ、計画策定における業務方針を提案すること。また、業務計画書は下記（１）～（５）の実施に向けた業務の概要を示したうえで、各業務の詳細な計画書を作成すること。

（１）現状確認・整理

内浦・西浦の漁港区域において、漁業、漁港利用の現状確認及び整理を行う。

内浦漁業協同組合及び漁港管理者等との情報交換により、各地区での海業推進にあたっての基礎的な情報として整理する。

（２）現在の漁業利用との共存に係る課題整理（ヒアリング調査）

漁港の海業利用の検討に当たっては、漁港は漁業活動による利用が優先されることを考慮の上、地域の関係者間での合意形成を図ることが必要である。

内浦・西浦地区の漁業者との情報交換により、漁港及び周辺エリア、水域の活用

にかかる課題と可能性等、必要な調整事項の整理を行う。また、釣り客等の既存利用者や観光客にヒアリングを実施し、ニーズの把握をする。

(3) 関係者による協議の実施

内浦・西浦地区において、利害関係者による検討会議を開催し、意見を聴取の上、方針をとりまとめる。検討会議については地区ごとに2～3回の開催を想定する。利害関係者は、住民、自治会、漁業者、静岡県、「らららサンビーチ」指定管理者、観光業その他関係事業者を想定する。また、必要に応じて実証的取り組みの支援を行う。内容・回数については協議の上で決定する。

※懇談会を組織し、旅費や報償相当分も委託費から支出する。

(4) 事業計画案の作成

- ・(1)の現状、課題整理で調査した地区の産業構造と人口の推移、漁業の概要、観光の概要、地域の総合計画の概要、漁港計画・浜活プランおよびその他の関連計画を踏まえ、必要な事項を簡潔に整理する。

- ・事業のコンセプト、競合や市場規模などの環境面、漁港ストックの利活用方針、地区の将来像、活用する支援事業等について整理する。

- ・体制、人員計画、関係者の役割分担について必要な事項を整理する。

- ・事業実施に向けた手続き、調整事項事業の実施に向けた具体的な手続き、残る調整課題等について整理する。

(5) 活用推進計画案の作成

- ・事業計画案の実施に際し、活用推進計画案を作成する。

- ・活用推進計画案の作成は、令和8年3月20日を期限とする。

6 打ち合わせ

業務実施にあたっては、市及び関係者と十分に協議・調整を行い、月に一度、業務の進捗状況を市へ報告すること。なお、市は本業務実施のため、受託者に生産者の紹介等、必要な協力ができるものとする。

業務実施に必要な打合せを行い、議事録は受託者が作成すること。

7 成果品

本業務の成果品を以下のとおり提出すること。

(1) 業務委託完了報告書

(2) 実績報告書

- ①紙媒体 A4 版 1 部

- ②電子媒体 (CD-R) 1 式

- ③その他、市が必要と判断した資料

なお、電子媒体は PDF 形式及び以下の形式のものとする。

- ・文書ファイルはワード形式で保存したもの
- ・表ファイルはエクセル形式で保存したもの
- ・その他、画像等、委託者が読み込み可能なファイルとして保存したもの

納入場所及び納入期限

納入場所：沼津市水産海浜課（沼津市役所 5 階）

納入期限：令和 8 年 3 月 20 日（金）

8 特記事項

- ・本業務における成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は市に属するものとし、利用及び複製、再編集は市において自由に行うことができるものとする。
- ・音楽や映像、画像等の使用については、肖像権の処理、著作権保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等の権利処理を済ませた上で納品すること。また、それに伴い発生する経費については、すべて委託金額内で実施すること。
- ・本業務における成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、市に何らかの損害をあたえたときはその損害を賠償するものとする。
- ・受託者は、成果品について、市及び市から正当に権利を取得した第三者に対し、著作者人格権を行使しない。

9 再委託の制限等

- （1）契約候補者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- （2）契約候補者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に市に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託に概算金額、その他委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

10 その他

- （1）本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- （2）契約候補者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- （3）本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、市及び契約候補者が協議の上定めるものとする。

以上